

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について

平成 20 年 4 月から老人保健制度に代わり、75 歳以上（一定の障害がある方は 65 歳以上）の方の心身の特性や生活実態等を踏まえた、独立した新しい医療保険制度として、「長寿医療制度」が創設されました。これまで、共済組合に加入されていた方は、今後は、都道府県ごとに設置されている広域連合が運営する「長寿医療制度」の被保険者になります。

また、長寿医療制度の被保険者になると、共済組合の短期給付（＊育児休業手当金及び介護休業手当金を除く。）の適用を受けることができなくなります。

＊組合員のための給付です。

○長寿医療制度の被保険者になる人

- ① 75 歳以上の組合員（任意継続組合員を含みます）及び被扶養者
 - ② 65 歳以上 75 歳未満で、広域連合から障害の状態であると認定された組合員（任意継続組合員を含みます）及び被扶養者
- ただし、①②とも日本国内に住所を有しない人を除きます。

なお、組合員が 75 歳に達すると、75 歳未満の被扶養者は被扶養者の資格を喪失することとなり、新たに国民健康保険に加入することになりますので手続きを行ってください。

＊被扶養者であった方は被扶養者の認定取消の手続きを行ってください。

○引き続き共済組合の加入となる人

- ① 長寿医療制度は、日本に住所を有する者を対象としているので、75 歳到達時に海外に在住している組合員の方については、引き続き共済組合に加入し続けることになります。
- ② 65 歳以上 75 歳未満で、広域連合から障害の状態であると認定された組合員（任意継続組合員を含みます）及び被扶養者は長寿医療制度の被保険者となりますが、その障害の状態が障害認定の基準に該当しなくなった又は障害認定の申請を撤回したことにより、長寿医療制度の被保険者でなくなった者は共済組合の加入となりますので、共済組合支部担当係へお申し出ください。

＊ 65 歳以上 75 歳未満で、広域連合から障害の状態であると認定された組合員（任意継続組合員を含みます）及び被扶養者の方は、共済組合で把握する必要がありますので、長寿医療制度の被保険者証の写しを共済組合支部担当係へ提出願います。

○掛金の取り扱い

短期給付(育児休業手当金及び介護休業手当金を除く。)の適用は除外されますが、長期給付及び福祉事業は引き続き適用されますので、長寿医療制度加入後も掛金を納めていただくことになります。

平成 20 年 4 月 1 日現在	短期掛金率	0.04 / 1000 *
	福祉掛金率	1.02 / 1000
	長期掛金率	74.48 / 1000

*育児休業手当金及び介護休業手当金に相当する掛金率

なお、船員組合員の方は0.03 / 1000

*長寿医療制度に加入後は、広域連合ごとに定められた保険料率で加入者全員が保険料を市区町村へ納付することとなります。

ただし、被扶養者だった方の保険料については軽減措置が行われます。

保険料についての詳細はお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。

○福祉事業の取り扱い

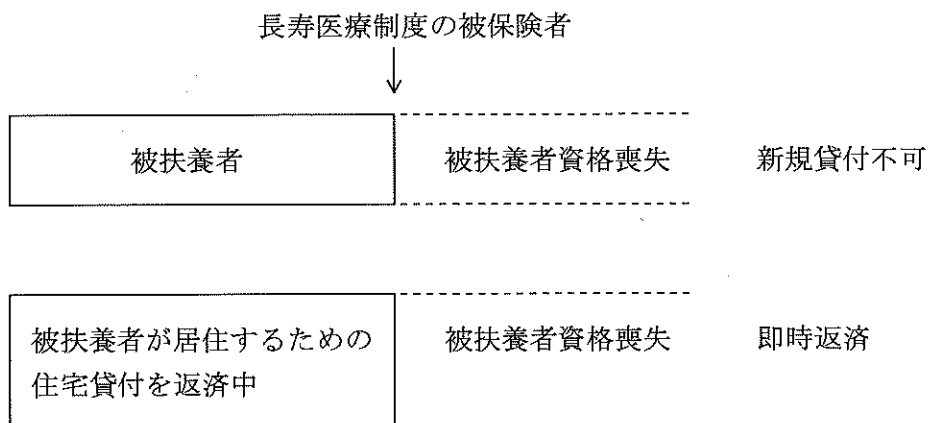
・保健事業、貸付事業及び貯金事業

人間ドック、宿泊施設利用補助、共済貸付、共済積立貯金等引き続きご利用になれます。

ただし、長寿医療制度の被保険者となる被扶養者であった者の居住するための住宅貸付については、被扶養者としての資格が喪失となりますので、新規の貸付を申し込むことができません。

また、長寿医療制度の被保険者となる被扶養者であった者になる前に貸付けた被扶養者であった者が居住するための住宅貸付は、原則即時返済となります。

*長寿医療制度の被保険者となる被扶養者であった者が居住するための住宅貸付



組合員が長寿医療制度に該当

	被扶養者の認定取消日	
組合員が 20 年 4 月 1 日以前に 75 歳に達しているとき (組合員が昭和 8 年 4 月 1 日以前生まれ)	20 年 4 月 1 日	認定取消後
組合員が 20 年 4 月 2 日以後に 75 歳に達するとき (組合員が昭和 8 年 4 月 2 日以後生まれ)	組合員の 75 歳の誕生日	75 歳未満の 被扶養者は 国民健康保険 に加入
組合員が広域連合から障害の状態にあると認定されたとき	組合員が長寿医療制度の適用となった日	

被扶養者が長寿医療制度に該当

	被扶養者の認定取消日	
被扶養者が 20 年 4 月 1 日以前に 75 歳に達しているとき (被扶養者が昭和 8 年 4 月 1 日以前生まれ)	20 年 4 月 1 日	認定取消後
被扶養者が 20 年 4 月 2 日以後に 75 歳に達するとき (被扶養者が昭和 8 年 4 月 2 日以後生まれ)	被扶養者の 75 歳の誕生日	被扶養者は 長寿医療制度 に加入
被扶養者が広域連合から障害の状態にあると認定されたとき	被扶養者が長寿医療制度の適用となった日	